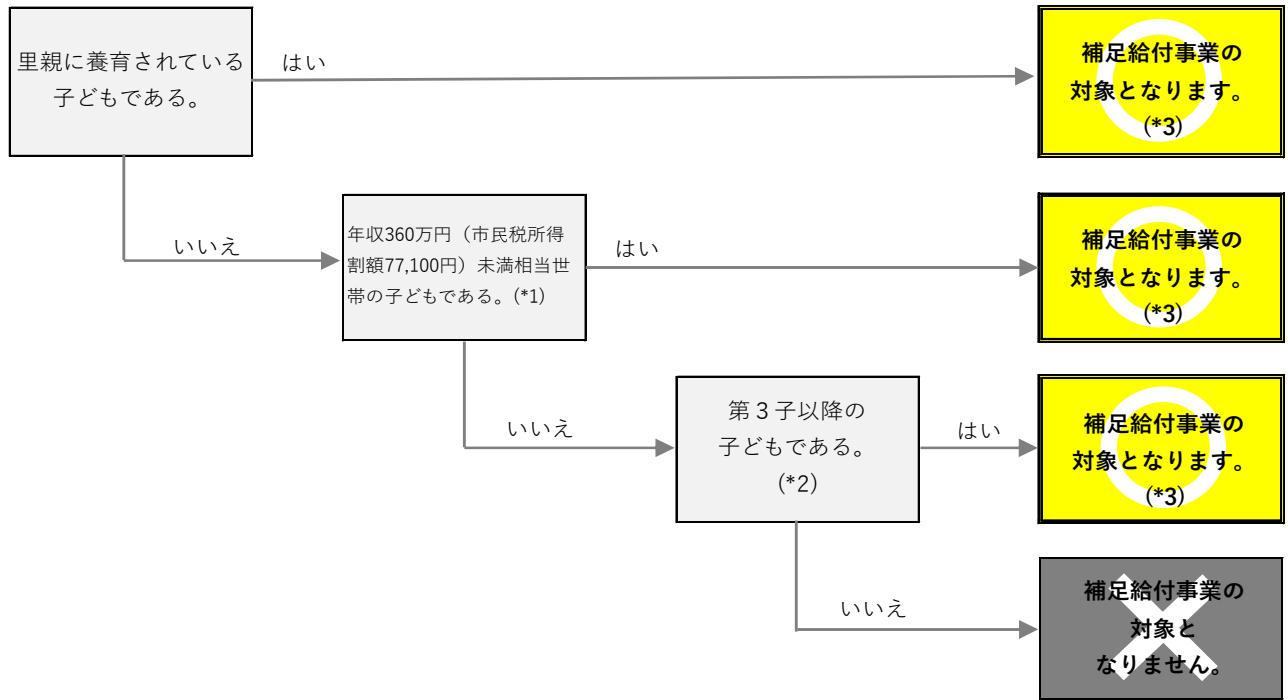


【実費徴収に係る補足給付事業 フローチャート】

<スタート>



- *1 この市民税の額は、世帯の市民税額の年額（在園期間が4月～8月であれば前年度、9月～3月であれば当年度）となります。また、川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっているため、従前の6%に換算します。なお、算定にあたっては、配当控除、住宅借入金控除及び市町村等に対する寄付金控除等の適用はありません。
- *2 小学校3年生以下の子どもから順に数えて第3子以降の子どもとなります。なお、就学前の兄姉については、幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは児童心理治療施設に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を常時利用している場合は、その兄姉を含みます。
- *3 対象期間は4月から8月までとなります。9月以降も事業の当該補助事業の対象となるには、改めて申請が必要となります。手続き方法等については別途お知らせします。

【申請書と対象となる認定期間の例】

例1) 市民税所得割相当額により補足給付事業の対象となるケース

入園前	初年度												次年度																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
【新規】 申請書提出①	認定期間① 4/1~8/31																												
						【継続】 申請書提出② 認定期間② 9/1～次年度8/31																							
																		【継続】 申請書提出③ 認定期間③ 9/1～翌年度8/31											

例2) 第3子以降の子どもにより補足給付事業の対象となり、次年度上の子どもが小学校4年生に進級したケース

入園前	初年度												次年度																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
【新規】 申請書提出①	認定期間① 4/1~8/31																												
						【継続】 申請書提出② 認定期間② 9/1～次年度3/31																							

令和3年度の副食費減免対象者の判定・補足給付費請求事務について

【対応方針】

- ①市は保護者からの申請に基づき、予め減免対象者の判定を行います。
- ②保護者は園に対して、これまでどおり、園が定めた給食費を支払います。
- ③保護者は園を経由して市に補足給付費の請求を行い、市は保護者に直接給付を行います（四半期ごとの償還払）。
- ④減免の対象となるかどうかの判定は、毎年8月に実施します（対象期間は9月～翌8月）。ただし、新入園児や兄弟の進級により第3子でなくなる対象者等、3月に判定を行う場合があります。

(1) 副食費減免対象者の判定

入園手続きの際に、当該園児が副食費減免の対象となるかどうかについての判定を行います。また、入園後は、年1回（6月頃）、保護者が申請書を園経由で市に提出します。

ア 新入園児（4月）に係る対応

保護者は入園手続き時に、園を通じて申請書を市に提出

	保護者	幼稚園	川崎市
10月			①幼稚園に申請書類を配布
11月	③入園手続き時に申請書類を園に提出	②入園内定者に申請書類を配布	
～12月		④保護者からの提出書類を取りまとめ市に送付	
1月			⑤提出書類の確認・審査
～3月			⑥判定結果の通知を保護者に、対象者一覧を園に送付

イ 年度途中の入園者への対応

保護者は入園手続き時に、園を通じて申請書を市に提出

	保護者	幼稚園	川崎市
入園月	①入園手続き時に申請書類を園に提出	②保護者からの提出書類を取りまとめて市に送付（入園日から14日以内）	③提出書類の確認・審査
～翌月			④判定結果の通知を保護者に、対象者一覧を園に送付

ウ 免除対象者の判定（定時の切替）

対象者が副食費の免除を受けることのできる期間は、公定価格の利用者負担額と同じく、9月から翌年8月までとします。

	保護者	幼稚園	川崎市
6月		②保護者に申請書類を配布	①幼稚園に申請書類を送付
7月	③申請書類を園に提出	④保護者からの提出書類を取りまとめて市に送付	⑤提出書類の確認・審査 減免対象者の判定
～8月 (予定)			⑥判定結果の通知を保護者に、対象者一覧を園に送付

(2) 補足給付事業費請求事務

副食費の減免対象者は園を経由して市に補足給付費の請求を行い、市は請求書類を審査した上で、対象者に直接給付を行います（四半期ごとの償還払）。

交付回数・時期	年4回払（四半期ごと）		
		請求月	支払月
	4月～6月分	7月末	9月下旬
	7月～9月分	10月末	12月下旬
	10月～12月分	1月末	3月下旬
	1月～3月分	4月末	6月下旬
請求・支払の方法等	①園は保護者から給食費を徴収し、 対象者には領収書を発行 する。 ② 対象者 は請求書類を 園に提出 する（四半期ごと）。 ③ 園 は対象者から提出された書類を 取りまとめて市に送付 する。 ④市は請求内容を確認し、 対象者に直接償還払 を行う。		

副食費減免の対象となる方（次のいずれかに該当する場合に対象となります。）

①年収360万円未満相当世帯の子ども

令和3年度の市民税所得割額(※)が77,100円以下の世帯

※ ◎平成30年度から、政令指定都市において市民税所得割額の標準税率が6%から8%に改められましたが、この事業では旧税率を基に判定します。

◎世帯の所得状況（園児の父母とそれ以外の扶養義務者〔家計の主宰者である場合に限る。〕の市民税所得割額）を基に判定します。

◎算定に当たっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄付金税額控除等の適用はありません。

②所得にかかわらず、第3子以降(※)の子ども

※ 補助対象の園児に、次に該当する兄・姉が2人以上いる場合

・小学校第3学年修了前子ども

・次に掲げる施設等に在籍する小学校就学前の子ども

⇒認定こども園、幼稚園、特別支援学校、保育所、地域型保育、企業主導型保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

③里親に養育されている子ども

年間スケジュール

スケジュール			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
副食費減免対象者の判定	案内文の送付	市⇒園			送付▲					送付▲					
	申請書の配布	園⇒保護者			配布▲					配布▲	・11月の入園決定時に補給付費交付申請書を配布				
	申請書の記入	保護者			6月中旬～6月下旬			・1月1日時点で川崎市民でない場合課税証明書を提出			11月初旬～11月下旬		・1月1日時点で川崎市民でない場合課税証明書を提出		
	申請書の受付	保護者⇒園			6月下旬～7月上旬						11月下旬～12月中旬				
	申請書の送付	園⇒市				送付▲						送付▲			
	審査	市				7月中旬～8月上旬						12月中旬～2月下旬			
	副食費減免のお知らせ	市⇒保護者							送付▲						送付▲
補給付事業費の請求	案内文の送付	市⇒園			送付▲				送付▲			送付▲		送付▲	
	領収書の発行・請求書の送付	園⇒保護者			配布▲				配布▲			配布▲		配布▲	
	請求書の記入	保護者	4月上旬～4月中旬			7月上旬～7月中旬			10月上旬～10月中旬			1月上旬～1月中旬			
	請求書の受付	保護者⇒園	4月中旬～4月下旬			7月中旬～7月下旬			10月中旬～10月下旬			1月中旬～1月下旬			
	請求書の送付	園⇒市		送付▲			送付▲			送付▲			送付▲		
	審査	市	5月上旬～6月中旬				8月上旬～9月中旬				11月上旬～12月中旬		2月上旬～3月中旬		
	交付決定通知書の発行	市⇒保護者			送付▲				送付▲			送付▲		送付▲	
	給付	市⇒保護者			支給▲				支給▲			支給▲		支給▲	